

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第97回理事会
第77回運営審議会**

平成19年3月

第97回女性のためのアジア平和国民基金理事会
および第77回運営審議会

平成19年3月6日（火）
アルカディア市ヶ谷 白根
15：00～17：00

【1】定足数報告

【2】議事録署名人選出

【3】横田元アジア局長あいさつ

【4】議題

1. 記者会見及び感謝の会について
2. 政府への申し入れ
3. デジタル記念館サーバの獲得及び著作権の取り扱いについて
4. 摂対協との対話報告

【5】事務局からの報告

1. 事業の現状報告
2. 資料整備

資料

ページ

【議案事項】

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1. 記者会見及び感謝の会について | 1-5 |
| 2. 政府への申し入れ | 6 |
| 3. デジタル記念館サーバの獲得及び著作権の取り扱いについて | 7-8 |
| 4. 挺体協との対話報告 | 9-31 |
| 5. アメリカ下院慰安婦問題決議 | 32-35 |

アジア女性基金解散記者会見 理事長発言要旨

財團法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、最後の事業としていたインドネシア事業を完了しましたので、2007年3月31日をもって解散することになりました。今日はみなさまにそのことを報告し、ご挨拶する機会とさせていただきます。

アジア女性基金は、1993年8月4日の河野洋平官房長官談話に表現された慰安婦問題についての認識、そして反省とお詫びの気持ちをあらわす道として、1995年与党三党の合意にもとづいて、同年6月14日五十嵐広三官房長官によって設置が発表されました。基金の具体的な使命は、国民からの募金による償い金と政府資金による医療福祉支援を結合して、慰安婦とされた方々への国民的な償いの事業をすすめること、政府に代わって慰安婦問題についての歴史資料を整備し、歴史の教訓とすること、女性の尊厳を傷つけた過去の反省にたって、女性に対する暴力などの今日的な問題に対処する事業を援助することの三つがありました。

慰安婦とされた方々への償い事業は、総理大臣のおわびの手紙と元慰安婦個人に対する償い金200万円および医療福祉支援をおわたしすることが基本的な形になりました。医療福祉支援はフィリピンでは120万円、韓国台湾では300万円です。最終的に、フィリピン、韓国、台湾では285人の元慰安婦を対象として事業を実施しました。オランダでは79人に対して一人あたり300万円の医療福祉支援がおこなわれました。

国民からの募金約5億6500万円は全額が償い金にあてられました。医療福祉支援には政府資金約7億5000万円が支出されました。

インドネシアでも、同じような事業の実施を基金は想定していましたが、インドネシアでは慰安婦の認定が行われていないことから、総額3億8000万円の高齢者福祉施設を10年間かけて実施することになりました。インドネシア社会省が指導する福祉施設は全国で235ですが、そのうち69カ所に基金の支援で施設がつくられました。おおくは一般の高齢者施設ですが、最終年度に元慰安婦のための事業をしている民間団体が慰安婦とされた方々14人を入居させる施設を開設したこと、慰安婦問題にとりくんできた民間団体が計画した3つの施設をたてたことは、うれしい結果でした。

歴史の教訓とする事業では、政府が収集し明らかにした資料を5巻本の資料集として公刊し、出版社龍溪書舎のご好意で、電子化して、ホームページにも載せることをして

おります。基金の終了後には、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」をインターネット上に立ち上げて、国立国会図書館のウェブ・アーカイブに残します。アドレスは <http://warp.ndl.go.jp> です。この国会図書館の外（そと）にもサーバを取得して、公開していくことを検討しています。

このバーチャルな記念館が慰安婦問題を長く記憶し、アジアの諸国民と日本人との間の和解を促進する助けとなるよう願っています。日本国民のみなさまも、諸外国のみなさまもぜひこのサイトを訪れ、「慰安婦」問題についての理解を次の世代に伝えていただければ幸いに存じます。

女性尊厳事業は、過去の反省に立って、今日の女性の尊厳を侵害する諸問題に取り組みました。ドメスティック・バイオレンスの問題にはいち早くとりくみ、被害者支援の立場から相談に当たる人の養成・研修をいたしました。武力紛争下における女性の人権に関する研究会や人身売買の問題などに関する国際会議を行い、女性と司法の問題についても活動をすすめました。出版した刊行物も120点、84万部に達しています。

基金の解散にあたり、私たちはこの場を借りてこれまでにお亡くなりになられた多くの元慰安婦の方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また今日なお多くの元慰安婦の方々が老いと病いと消えざる記憶の重みに耐えて、生きておられます。この方々のために、アフターケアをおこなっていくことは、重要な課題です。基金としては、政府に対して、生存しておられる元慰安婦の方々が安らかに暮らして行かれるのを温かく見守っていただけるように、くれぐれもお願ひするものです。

女性の尊厳事業は、いかなる意味でも取り組みを中断すべきものではありません。基金が解散しましても、政府として、この面でのとりくみを継続してくださるようお願いいたします。

最後に慰安婦とされた方々のために醸金をして、国民的な償い事業を支えて下さった国民の皆様、こころのこもったメッセージをよせて下さった方々に衷心より感謝の気持ちを表します。皆様のご支持があったからこそ、私たちは12年間アジア女性基金の活動をつづけることができたのです。

アジア女性基金のなしとげたことは小さなことであったかもしれません、国民のみなさまの深いご支援なくしては、なしえなかつたことです。その意味で、みなさまの示してくださった償いの気持ちが支えであり、すべての根源がありました。

このことが、アジアの方々に、さらに世界中の人々の心にとどまることを心より祈っております。

ありがとうございました。

基金最終記者会見--想定問答

問い合わせ1 河野談話をどう考えるか。

アジア女性基金は、河野談話を前提として歴代総理の元慰安婦に宛てた手紙を発出してきました。今後も日本政府、国民の共通の認識として、河野談話が基本的に堅持されていくものと思います。

問い合わせ2 償い事業は成功か、失敗か。

償い事業の実施に際しては国内でも海外でもさまざまな意見があり、種々の困難に直面しました。しかし、多くの方々のご理解とご支援により、受け取りを希望された3国1地域の元慰安婦の方々に償い事業を実施することができました。その意味において、基金の償い事業は基本的にその目的を達成することができたと考えております。

事業をうけられた元慰安婦の方々は、心身に蒙った傷を消し去ることはできないとしながらも、基金が政府と国民の償いの気持ちをふまえて、ねばり強く慰安婦問題に取り組んできたことに対して、一定のご理解と評価が得られたと考えております。基金の活動に対しては、国連等の人権諸機関も一定の評価を与えております。

問い合わせ3 償い事業はどうして3国1地域に限定されたのか。

アジア女性基金が活動をはじめた1995年の時点で、慰安婦問題について国内的な取り組みをはじめていたのが、韓国、台湾、フィリピン、そしてオランダでした。韓国と台湾では政府ないし政府の委任の機関が認定を行っており、政府が毎月生活支援金を認定された元慰安婦に支給していました。フィリピンでは元慰安婦のための団体が活動しており、政府も元慰安婦のために日本側に協力することに積極的でした。オランダでは、慰安婦に関わる団体が活動しており、オランダ政府がその団体との話し合いを薦めました。インドネシアでも元慰安婦が名乗りでていたのですが、慰安婦の認定が行われないこともあり、高齢者福祉施設の建設という間接的な事業をもとめました。というわけで、アジア女性基金は、韓国、台湾、フィリピンで償い事業を実施し、インドネシアでは高齢者福祉施設の建設事業を行うことになったのです。そのほかには中国、北朝鮮、東チモールなどに慰安婦がいることが知られていましたが、中国政府では慰安婦が認定されておらず、北朝鮮とは国交交渉がすすまず、東チモールは独立後の混乱の中で交渉にいたらなかったことから慰安婦支援事業は実施されておりません。

問い合わせ4 フィリピン、韓国、台湾の実施人數が個別に発表されないのはなぜか。

アジア女性基金は、元「慰安婦」のプライバシー等に配慮し、各国・地域別の事業実施者数を公表しておりません。

問い合わせ5 基金はどれほどの国費を使ったのか。

基金は事務経費、償い事業実施経費、女性尊厳事業経費を政府からの補助金でまかないました。その総額は12年間で、約35億500万円でした。償い事業自体には、医療福祉支援のために政府の拠出金がフィリピン、韓国、台湾、オランダの被害者ために約7億5000万円、インドネシアの高齢者福祉施設のために約3億7000万円、総額約11億2000万円が提供されました。したがって、補助金、及び拠出金を合わせた額は46億2500万円です。

問い合わせ6 韓国一人のハルモニが基金に申請したが、送金をうけていないと訴えているということだが、その件はどうなっているか。

そのような報道については承知しております。基金としては、所定の手続きに従って本件を適切に処理しています。この間、基金としては努力して調査をおこない審議を重ねてきましたが、このハルモニの申し立てが資料的に裏付けられたという結論にはいたりませんでした。

問い合わせ7 基金解散後のアフターケアについてはどのように考えているか。

韓国と台湾については、高齢の被害者を訪問して、日本人として気持ちをお伝えし、ときにははげまし、見守り続けていくということが大事だと思います。フィリピンとインドネシアはODA対象国ですので、草の根無償援助を利用して、この方々のための施設などをつくるなどをしていただきたいとお願いしているところです。

問い合わせ8 解散後のアフターケアなどをやる団体と基金の残余財産の処分とはどういう関係になるか。

基金としては、寄付行為に基づき適正に処分が行われるよう、検討しているところです。

(更に寄付行為の内容について問われた場合)

寄付行為 第7章第40条「残余財産の処分」より

- 1 本基金が解散のときに有する残余財産のうち第7条第3項に規定する寄付金によって造成された財産は、国に寄付するものとする。
- 2 前項に規定する財産以外の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て、本基金と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

問い合わせ9 アメリカ下院の慰安婦問題決議の動きをどう見るか。

本決議案には、アジア女性基金のことに言及されると承知しますが、アジア女性基金が歴代の総理が署名した元慰安婦に対する謝罪の手紙を元慰安婦たちにお渡しすることを活動のもっとも重要な柱としてやってきたことをご理解していただけないことは残念に思います。日本国内閣総理大臣橋本龍太郎、小渊恵三、森喜朗、小泉純一郎の各氏が署名したこの手紙には次のように述べられております。

「私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり愈しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければなりません」と考えております。」

この点について、米国下院のご理解をいただきたいと考えます。

基金デジタル記念館のサーバ確保と著作権について 論点整理

1. 現在制作中のデジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」は、国立国会図書館のウェブ・アーカイブに納める形で、半永久的にインターネット上で公開されることとなつた。
2. 但し、国会図書館の中には、Google や Yahoo などの検索エンジンは入らない。したがって、一般ユーザーが「慰安婦問題」や「アジア女性基金」について知りたいと思って検索したとしても、容易にはデジタル記念館にたどり着けないということになる。
3. そこで、国会図書館の外に、もうひとつサーバ（デジタル記念館を動かす機能を提供する仕組み）を確保する手段を検討している。
4. サーバ確保の期間は、とりあえず 10 年間が妥当と考えられている。インターネット環境は日進月歩であるため、その頃には国会図書館内に検索エンジンが入る可能性もあり、いずれにしても 10 年後にいったん見直す必要がある。
5. サーバ確保の手段として、これまで以下の 3 案が挙げられている。いずれの場合にも、アドレスは現在のまま、http://www.awf.or.jp/を用い、対外的には独立した人格を持つウェブサイトとして存在できる。
 - A) 外務省が契約しているサーバに、置かせていただく。
 - B) アジア歴史資料センターが契約しているサーバに、置かせていただく。
 - C) 民間のサーバと契約し、置く。

上記 (A) (B) の場合、

- 無料である。
- 交渉と決定に時間を要する。
- メンテナンスの不安がない。

上記 (C) の場合、

- 有料である。（初期設定約 20,000 円 + 100MB 年間管理費用約 10,000 ~ 15,000 円）基金存続中に契約を交わし、たとえば 10 年間前払いするなど。
- 契約者の一方「アジア女性基金」が消滅するため、仮にサーバに異常事態が起きた場合に、対応できない。

6. 仮に上記 (C) の方策を採用する場合、基金解散後にもその民間サーバを監視する機能 = 「委員会」が必要となる。
7. その際、この「監視委員会」がデジタル記念館の著作権を有していなければ、民間サーバを相手に、訴え、交渉、契約変更等を行う権限を持つことができない、という考

- えが出されている。
8. この考え方に対し、基金存続中に任命された「監視委員会」は、著作権を有していないなくとも監視の任務を果たすことができる、という考えも出されている。

参考

著作権法 61 条は「著作権は全部ないし一部を譲渡することができる」と定めている。さらに 62 条の 2 項は「著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第 72 条第 3 項（残余財産の国庫帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきことになるとき」著作権は消滅すると定めている。

民法 72 条は法人解散に当たっての残余財産の帰属にかんする規定である。第 1 項は「解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄付行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス」、第 2 項は定款、寄付行為に定めがない場合は、「理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得」と定めている。第 3 項は前 2 項の規定によつて「処分セラレサル財産ハ國庫ニ帰属スル」と定めている。

ホンダ米下院議員(民、カリフォルニア)提案の決議案(H. RES.121)
(仮訳)

日本国政府は、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジアと太平洋諸島の植民地及び戦時中支配の期間中において、世界に「慰安婦」として知られている若い女性を日本帝国軍隊が強制的に性的奴隸化した歴史的な責任を明確で曖昧でない形で公式に認め、謝罪し、受け入れるべきであるとの下院の意思を表明するため、また、その他の目的のための決議

(pp.1)日本国政府は、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時支配の期間中において、世界に「慰安婦」として知られる、若い女性を日本帝国軍隊が強制的に性的奴隸化したことに対する歴史的な責任を明確で曖昧でない形で公式に認め、謝罪し、受け入れるべきであるとの下院の意思を表明するがゆえに、

(pp.2)日本国政府は、1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時支配の期間中に、日本帝国軍隊に対する性的な労役という唯一の目的のために、世界に「慰安婦」として知られることとなった若い女性を確保することを公式に委認したがゆえに、

(pp.3)日本国政府による強制的軍売春である「慰安婦」制度は、輪姦、強制的中絶、屈辱的行為、性的暴力が含まれるかつて例のないものであり、身体の損傷、死亡、結果としての自殺を伴う20世紀最大の人身売買事案の一つであったがゆえに、

(pp.4)日本の学校で使用されている新しい教科書の一部は、「慰安婦」の悲劇や他の第二次世界大戦中の日本の戦争犯罪を矮小化しようと試みているがゆえに、

(pp.5)日本の公務員や民間の要職にあるものが、近年、慰安婦の苦難について、心からのお詫びと反省を表明した1993年の河野内閣官房長官談話の内容を尋めたり、撤回したりすることを願望する旨表明しているがゆえに、

(pp.6)日本国政府は、婦人及び児童の売買禁止に関する1921年条約に署名し、武力紛争が女性に与える独自の影響を認識する2000年の女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325号を支持したがゆえに、

(pp.7)下院は、人間の安全保障、人権、民主主義的価値及び法の支配の促進に向けた日本の努力、並びに、国連安全保障理事会決議1325号を支持していることを評価し、

(pp8.) 下院は、日本の公務員や一般の市民の尽力と同情心により 1995 年に日本の民間財団であるアジア女性基金の設立に至ったことを評価し、

(pp.9) アジア女性基金は日本国民から「借い」を慰安婦に行うために、570万ドルを集めたがゆえに、

(pp10.) アジア女性基金は、政府が創始し、主に政府により資金提供された民間の財団であり、その目的は、「慰安婦」の不当な扱い及び苦痛に対する償いのための諸事業を実施することであるが、基金のマンデートが2007年3月31日に終了し、基金はその日に解散するがゆえに、

(米国下院の考え方として、日本政府が、

(1) 1930年代から第二次世界大戦中にかけてのアジア及び太平洋諸島の植民地及び戦時中支配の期間中において、世界に「慰安婦」として知られる、若い女性を日本帝国軍隊が強制的に性的奴隸化したことに対する歴史的な責任を明確で曖昧でない形で公式に認め、謝罪し、受け入れるべきであり、

(2)かかる公式の謝罪を日本の首相がその公的立場において声明として公にするべきであり、

(3)日本帝国軍隊による「慰安婦」の性的奴隸化や人身売買は決してなかったとのいかなる主張に対しても明確かつ公に反論すべきであり、

(4)この恐るべき罪について、現在及び未来の世代に対して教育し、同時に、「慰安婦」に関する国際社会の勧告に従うべきである、

(ことを決議する。

共同提案者

エドワード・ロイス(共、カリフォルニア)

クリス・スミス(共、ニュージャージー)

ディアンヌ・ワトソン(民、カリフォルニア)

デビッド・ウー(民、オレゴン)

フィル・ハーレ(民、イリノイ)

マデレイン・ボルダーロ(民、グアム)

(2月1日現在。ホンダ議員のホームページによる。)

(了)

米国下院慰安婦決議に関するホンダ議員の議会声明(仮訳)

2007年1月31日

議長、私は今日、1930年代から第二次大戦継続中のアジアと太平洋諸島の植民支配および戦時占領の期間において、日本の帝国軍の下で想像を絶する非人間化に苦しんだ、20万人を超えるアジアの「慰安婦」に対する強い支持のうちに起立しております。

この女性たちの体験は、そのむごたらしさにおいて前例を見ないものであり、日本政府によって公的に遂行されたものであります。彼女たちは集団強姦、強制中絶、屈従、またやがて身体切除、死や結果的自殺に至る性暴力に耐え忍びながら、今日に至るまで、この悲劇から正義を得ることがかなっておりません。

彼女たちの望みはささやかなものです。日本政府がこの犯罪に対する完全な歴史的責任を、認め、謝罪し、受け入れることなのです。

本日、私は、日本に対し第二次大戦中にその帝国軍の下で慰安婦が耐え忍んだ悲劇について、正式に、かつ曖昧さのない形で、謝罪し、認めるよう求める決議を提案いたします。日本国の大統領大臣が公式謝罪を発表すべきであるばかりでなく、日本が、曖昧さのない形で責任をとらなければなりません。

このような決議が果たして必要かどうかに疑惑をもち、わが国と日本の間の強い友情と同盟関係に影響を与えるのではないかと警告する者もあります。日本はすでに謝罪したのであり、この決議はその認識を欠いていると論じる者さえあります。確かに、これまでに日本の複数の首相が慰安婦に関する声明を発表してきたことはほんとうです。しかしながら、日本政府がこれらの声明を、明白な敬意をもって見ているわけではないことは明らかです。また慰安婦たち自身がこれらを公式の謝罪とは認めておりません。日本はこの問題に関する自己の立場を曖昧なものにしてきました。このことは、過去の声明や教科書を変更しようとする最近の複数の試みによって明らかとなりました。

例えば 1993 年、当時の河野洋平官房長官は日本の慰安婦について有望な声明を出しました。彼女たちの受難に対する日本政府の真摯な謝罪と後悔【訳注一「おわびと反省」の英訳はこのようなニュアンス】を表明したものでした。今日、日本の自由民主党には、河野官房長官の声明を見直し、可能ならば撤回さえしようと鬱陶する人たちがいるのです。

さらに日本政府は、日本の教科書において「慰安婦」制度を軽視しようとして続けています。私たちは自らに問わなくてはなりません、もし日本がほんとうに自らの過去を受け入れ、自らの帝国軍がこの女性たちに何を行なったかを認めているならば、何故彼らは、教育を通じてこの知識を抑え込もうとするのか?と。この悲劇に関する教育は、今後女性に対する暴力が、特に紛争時において、決して受容されるべきでも繰り返されるべきでもないことを確保するために重要です。教科書の抑圧は、河野長官の声明を見直そうとする努力と合わせて、落胆させられるものであり、日本がこの女性たちに対する謝罪について揺らいでいることを示しています。

私がここで明確にしておきたいのは、私が我々と日本の間の強い友情の重要性を認識し評価して

いることあります。私は、アジア女性基金を通じて慰安婦生存者に金銭的賠償を行おうとした日本の努力を評価しております。アジア女性基金とは政府によって着手され資金の多くを政府に負う民間基金であり、その目的は「慰安婦」に対する償いをねらいとしてプログラムやプロジェクトを実行することありました。アジア女性基金は2007年3月31日をもって解散することとなっております。私は、アジア女性基金が重要であったということには同意しますが、現実は、大多数の慰安婦生存者がこれらの資金の受け取りを拒否したことがあり、日本政府からの、疑いの余地も曖昧さもない謝罪がなければその金は彼女たちにとって意味をなさなかったということなのです。

この決議の目的は、日本をへこませたり辱めたりすることではありません。この惨劇を生き延び今もまだご存命の数少ない女性たちのため、正義を達成することについてのものなのです。我々は、これほど長い年月の間知られずにきたこの重大な人権侵害を、認識しなくてはなりません。

さらにこの決議は、和解を促進し助けることを目指しています。米国議会がかつて HR442 号、1988年の公民権法を採択したときのようにです。これは、第二次世界大戦中に不正義にも抑留所に収容された日系米国市民に対する公式の謝罪でした。年少の頃に収容所に入れられた人間として私は、自分自身のこととして、我々は過去に対して無知であってはならないこと、政府の行為を通じての和解は長期にわたる効果を持つことを知っています。

議会でこの問題を前進させることについて、我が良き友であったレイン・エヴァンズ元議員の努力に触れることなくしては、不注意のそしりを免れないでしょう。私は、誇りをもってレインから渡されたたいまつを掲げ、慰安婦のみなさんと、またこの問題を米国議会が取り上げるよう彼女たちのために懸命に努力した数々のコミュニティとに希望をもたらしたことについて、彼を称えるものであります。

議長、率直に申すならば、世界中でこの重荷とともに生きる数少ない慰安婦生存者は、今や亡くなりつつあります。我々は、この決議を進めることによって、彼女たちがいくらかでも心の平安を得られるようにしなくてはなりません。この残虐行為を生き抜いた女性たちにとって、この決議は、我々の国家が彼女たちを支持し、彼女たちの正義を求める声に耳を傾けていることを示すものなのです。

関典子訳、強制連行メーリングリストより転記